

(2022年3月15日(火))

## ○AEO制度(税関HPから引用)

<https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/kaizen.htm>

AEO制度とは、貨物のセキュリティ管理と法令遵守(コンプライアンス)の体制が整備された事業者に対し、税関が承認・認定し、税関手続の緩和・簡素化策を提供する制度です。

現在、世界70以上の国・地域において導入されており、我が国も2006年3月に輸出者を対象にAEO制度が導入され、その後、保税蔵置場、通関業者、輸入者に拡大されました。

民間企業と税関の信頼関係(パートナーシップ)に基づくプログラムであり、参加には事業者による申請が必要となります。

AEOは、①特定輸出者制度、②特例輸入者制度、③特定保税承認者制度、④認定通関業者制度、⑤特定保税運送者制度、そして⑥認定製造者制度があり、各制度のメリットは以下のとおりです。

[https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/aeo/aeo\\_merit.htm#01](https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/aeo/aeo_merit.htm#01)

### 1.AEO輸出者(特定輸出者)に対する緩和措置(メリット)

[https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/aeo/aeo\\_merit.htm#01](https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/aeo/aeo_merit.htm#01)

輸出貨物を保税地域又は他所蔵置場所(関税法第30条第1項第2号)に搬入することなく、輸出申告を行い許可を受けることが可能になります。(関税法第30条第1項第5号、関税法第67条の3第1項。ただし、関税法施行令第59条の8各号に掲げる貨物を除く。)

※ 輸出貨物の迅速かつ円滑な船積(積込)が可能となり、リードタイム及びコストの削減等、その利便性が向上することが期待されます。

※ 外国貿易船等に積載したまま検査及び輸出の許可を受けようとする貨物について特定輸出申告を行う場合、本船扱い及びふ中扱いの承認申請手続が不要となります。(関税法基本通達67の2-1)

○特定輸出者制度の概要 [\[PDF版\[80KB\]](#) 

### 2.AEO輸入者(特例輸入者)に対する緩和措置(メリット)

[https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/aeo/aeo\\_merit.htm#01](https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/aeo/aeo_merit.htm#01)

輸入貨物の一層の迅速かつ円滑な引取りが可能となり貨物の引取後に納税申告(特例

申告)を行うことが可能になります。(関税法第7条の2。ただし、関税法第7条の2第4項に規定する貨物を除く。)

※ 輸入貨物の一層の迅速かつ円滑な引取りが可能となり、リードタイム及びコストの削減等、その利便性が向上することが期待されます。

※ 特例申告は、輸入許可の日の属する月の翌月末日までとなります。(関税法第7条の2)

※ 一月分の引取(輸入)申告に係る特例申告をとりまとめ、一つの特例申告(一括特例申告)として提出することもできます。(関税法基本通達7の2-1)

※ 貨物の引取りにあたり、引取申告において納税に関する事項を申告する必要がないため、一般の輸入申告よりも少ない申告項目数で、引取申告ができます。

※ 特例申告においては、関税等の保全のために必要がある場合を除き、担保の提供は不要です。(関税法第7条の8、関税法基本通達7の8-1) (保全担保の提供要件緩和について(平成24年4月))

※ 特例申告に係る貨物に一般特惠税率、EPA特惠税率等を適用する場合、税関への原産地証明書、原産品申告書等の提出に代えて保管することが可能になります。(関税法施行令第4条の2、関税法施行令第4条の12第2項第4号~第10号、関税暫定措置法施行令第27条、関税暫定措置法施行令第30条及び第31条)

※ 特例申告貨物が到着する前(保税地域等に搬入される前)に輸入申告を行い許可を受けることが可能になります。(関税法第67条の2第3項第3号、関税法基本通達67-3-18)

○特例輸入者制度の概要 [\[PDF版\[84KB\]](#) 

### 3.AEO倉庫業者(特定保税承認者)に対する緩和措置(メリット)

[https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/aeo/aeo\\_merit.htm#01](https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/aeo/aeo_merit.htm#01)

保税蔵置場又は保税工場を設置しようとする場合、税関長へ届け出ることにより可能となります。(関税法第50条、第61条の5)

※ 届出に係る保税蔵置場等は、一般の保税蔵置場等より許可期間が長くなります(6年→8年)。(関税法第50条)

※ 既に保税蔵置場等の許可を受けている場所についても、届出を行うことができます。(関税法第50条、関税法基本通達50-1)

※ 届出に係る保税蔵置場及び保税工場について、許可手数料が免除されます。(税関関係手数料令第2条第4項、第3条第3項)

#### 4.AEO通関業者（認定通関業者）に対する緩和措置（メリット）

[https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/aeo/aeo\\_merit.htm#01](https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/aeo/aeo_merit.htm#01)

貨物の蔵置場所に関わらず、いずれかの税関長に対して輸出入申告を行うことが可能になります。（関税法第 67 条の 3 第 1 項及び関税法第 67 条の 19。ただし、関税法施行令第 59 条の 8 各号及び関税法施行令第 59 条の 21 に掲げる貨物を除く。）

○認定通関業者制度の概要 [[PDF 版\[157KB\]](#)

#### 5.AEO運送者（特定保税運送者）に対する緩和措置（メリット）

[https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/aeo/aeo\\_merit.htm#01](https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/aeo/aeo_merit.htm#01)

保税運送について個々の承認が不要となるなど、簡易な手続で行えることにより事務負担が軽減されます。（関税法第 63 条の 2 第 1 項）

#### 6.AEO製造者（認定製造者）に対する緩和措置（メリット）

[https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/aeo/aeo\\_merit.htm#01](https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/aeo/aeo_merit.htm#01)

当該貨物を取得した輸出者（特定製造貨物輸出者）が行う輸出通関手続において、当該貨物を保税地域に搬入することなく輸出の許可を受けることが可能となります。（関税法第 30 条第 1 項第 5 号、関税法第 67 条の 3 第 1 項。ただし、関税法施行令第 59 条の 8 各号に掲げる貨物を除く。）

（以上）